



**めざす子ども像** 「かしこく」 様々なことに興味・関心を持ち、自ら学び、考え、正しく判断し行動できる子  
「心豊かに」 自分を大切にするとともに、友だちなど自分以外の人も大切に思い、つながりあって行動する子  
「たくましく」 健康や体力の向上維持に努め、めあてに向かって粘り強くやりぬく子

**めざす学校像** 子どもが喜んで通う学校、子どもがつながりあって活動する学校、子どもに確かな学力が身につく学校

ホームページ <http://www.ise-mie.ed.jp/~akeno-e/>

編集・発行 校長 中村幸博

## 授業参観・PTA総会・学級懇談会続き

前号の続きです。

授業参観終了後、少し遅れましたが、今年度のPTA総会が開催され、平成27年度の活動・決算が承認されました。また、加藤前会長以下前年度役員のみなさんが前にならび、退任のあいさつとお礼を述べられました(写真右)。



その後、今年度の新たな役員の発表と承認がなされ、林新会長をはじめ、13名の新役員を代表して、林会長が、「子どもたちのより良い学習環境づくりや保護者同士のより強いつながりを大切に、先生方と協力して、今年一年取り組んでいきましょう。よろしく願います。」と述べられました。



**新たな役員を紹介する林会長・右端と新役員の方々(右)**

私もあいさつをする機会をいただき、「学校の主役は子どもたちです。保護者のみなさんと私たち職員がよき脇役となり、主役の子どもたちをより引き立たせるために、協働していきましょう」と、話をさせてもらいました。

お忙しい中、ほんとうに大勢の保護者・お家の方々に参観に来ていただき、また、総会や学級・学年懇談会にも参加いただき、ありがとうございます。PTA活動とともに、学校への今年一年のご理解・ご協力をお願いいたします。



授業参観の週の水曜日4/20に、小俣地区の民生委員・

## 小俣地区民生・児童委員のみなさん、学校訪問!

児童委員の教育部会のみなさんが学校訪問されました。これは、毎年1度行われており、民生委員さん方が、「子どもたちのようす」「学校の教育目標」「現段階での学校の課題」などを校長・教頭と懇談し、その後、各教室での授業のようすを参観されるものです。

当日は藤井民生・児童委員協議会長はじめ12名の方々が来校され、子どもたちの授業風景を笑顔で、興味深く各教室見て行かれました。どの教室でも、活発に授業が行われているようす、1年生の子どもたちが授業に取り組んでいるようすを感じてご覧になっていました。5B家庭科の授業を参観される民生委員・児童委員のみなさん(写真左上・左)



# ゴールデンウィーク中です！

日本全体が大きな連休＝ゴールデンウィークのまっただ中です。会社の中には、この2日（月）と6日（金）を休みにして、10連休などというところもあるのでしょうか。学校は、カレンダー通り、この両日は委員会や各学年の行事もあり、平常授業実施です。

豆知識として、ゴールデンウィークの4日間を占める「祝日」について紹介します。土曜日・日曜日以外に「国民の祝日」として法律で定められた休日があります。その法律は「国民の祝日に関する法律」と言って、その第一条に



発表する2Aの子ども(授業参観にて・上)本文とは関係ありません。

**第一条 自由と平和を求めてやまない日本国民は、美しい風習を育てつつ、よりよき社会、より豊かな生活を築きあげるために、ここに国民こぞって祝い、感謝し、又は記念する日を定め、これを「国民の祝日」と名づける。**

とあります。「国民の祝日」は、1月1日の「元日」から始まって、今年新たに加わった「8月11日：山の日」をふくめ、合計16日あります。祝日のうち、「昭和の日」「憲法記念日」「みどりの日」「こどもの日」の4日間が集中しています。世界の中では日本は祝日の多い国です。

また、16日ある祝日の意義が、先述の法律の第二条に書かれていて、ゴールデンウィークの4日間の祝日は、次のように書かれています。

昭和の日(4月29日)・・・激動の日々を経て、復興を遂げた昭和の時代を顧み、国の将来に思いをいたす。  
憲法記念日(5月3日)・・・日本国憲法の施行を記念し、国の成長を期する。  
みどりの日(5月4日)・・・自然に親しむとともにその恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむ。  
こどもの日(5月5日)・・・こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する。

「こどもの日」は、子どもたちを大切に、その成長を願うだけでなく、「母に感謝する日」でもあるのです。明日からの連休に入る前に、子どもたちにもこの意義を考えてほしいと思っています。また、子どもたちにとっては自分の時間がたくさんできるこの数日間、「みどりの日」に書かれている意義のように、ゆったりとして、より豊かな心を育ててほしいとも願います。最後に日本国憲法について、分かりやすく、かつユニークに書かれた本を昨年、小俣中・竹内前校長より紹介してもらいました。みなさんにも紹介します。



自分の成長をとなり同士話し合う4Aの子ども(上)  
授業の最後に、硬式テニスボール2個を重ねて、集中力を養う6Aの子どもたち(下)(ともに、授業参観にて、本文とは関係ありません。)



『日本国憲法 大阪おばちゃん語訳』(文藝春秋社刊) 目次の一部

1章 「戦争」は棄てましてん・・・憲法変えたらあかんっていうお人たちも、変えた方がええっていうお人たちも、議論してはるのは9条ですわねん。そもそも日本国憲法の「平和主義」は前文と9条からひきだされるんですけど、知ってはりますか？

(前文:大事なことは最初に言うからよう聞いてや 9条:戦争は棄てましてん)

2章 「人権」ってええもんみたいやで・・・しあわせってなんやろか？ガッコいくこと、働くこと、夫婦のことも人権に関係ありますわねん。おばちゃんが好き勝手言えるのも人権のおかげやわねん。もちろん「ひとさまにご迷惑かけない限り」が大前提やけど。

(10条:日本国民って誰のこと？ 11条:人としてもっている権利 12条:人権ってどこまで認めてくれんの？ 13条:しあわせってなんやろか？ 14条:差別したらあきまへんわねん！ 19条:心のなかはいつも自由！ 20条:どんな神さん信じてもよろしいで 21条:井戸端会議は自由にさせてや 22条:どんなお仕事でもできるんやろ 24条:結婚って何やろか？ 26条:義務教育って誰の義務？ 27条:働くことの権利と義務って？ 以下略 大阪大学講師 谷口真由美さん著